

○盛岡市児童館条例施行規則

昭和53年 4 月 1 日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する児童館にあつては、指定管理者）に提出しなければならない。

(1) 個人使用の許可申請の場合 盛岡市児童館使用登録申請書

(2) 団体使用の許可申請の場合 盛岡市児童館使用許可申請書

(使用の許可)

第3条 条例第5条第1項の許可は、個人使用の場合にあつては盛岡市児童館登録通知書、団体使用の場合にあつては盛岡市児童館使用許可書の交付をもつてする。

2 前項の盛岡市児童館使用許可書の交付を受けた者は、児童館を使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(減免の申請)

第4条 条例第8条の3の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市児童館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第5条 条例第11条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市児童館指定管理者指定申請書に児童館の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市児童館指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市児童館指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第6条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市児童館指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第8条の2第2項の規定により定めた利用料金を児童館において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第13条第1項の市長が定める事項)

第7条 条例第13条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の代表者及び児童館の長

(2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第4条中盛岡市立大新児童館に係る部分は昭和53年4月12日から、盛岡市立川目児童館に係る部分は昭和53年4月15日からそれぞれ施行する。

附 則 (昭和54年規則第29号)

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則 (昭和54年規則第44号)

この規則は、昭和54年11月16日から施行する。

附 則 (昭和55年規則第14号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年規則第17号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第16号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第38号)

この規則は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年規則第7号)

この規則は、盛岡市社会福祉施設管理委託条例の一部を改正する条例（平成3年条例第13号）の施行の日（平成3年4月1日）から施行する。

附 則 (平成4年規則第50号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第21号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第34号抄)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第37号抄)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第43号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。